

富山市公募提案型協働事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様化、複雑化する地域課題の解決と市民主体のまちづくりを推進するため、富山市と市民団体等とが協働・連携して取り組む富山市公募提案型協働事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体等 NPO 法人、ボランティアグループ、市民活動団体、自治会、町内会等の非営利団体、非営利法人及び企業若しくは事業所（以下「企業等」という。）等の団体をいう。
- (2) 協働事業 地域課題の解決のため、市民団体等及びその協議体が、本事業を活用し富山市との協働実施を提案するまちづくり事業。
- (3) 応援参加 採択された協働事業の開始後、非営利団体や企業等が当該事業の趣旨に賛同し、自らの有する「人的・物的資源」「ノウハウ」「資金」等を提供して事業参加することという。

(協働事業の提案者)

第3条 協働事業を提案する者（以下「提案者」という。）は、単一、又は複数の市民団体等によって構成された協議体とする。

2 市民団体等は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 5人以上の会員、又は社員で組織していること。
- (2) 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること。
- (3) 予算・決算を適正に行っていること。
- (4) 1年以上の活動実績を有していること。
- (5) 富山市内に主たる事務所及び活動場所を有すること。

3 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは提案者となることができない。

- (1) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く）を主たる目的とする団体、及びこれらの団体を含む協議体
- (2) 単一の企業等、又は企業等のみで構成される協議体
- (3) 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体を構成員とする団体及び協議体

4 協議体により提案する者は、その代表たる団体（以下「代表団体」という。）を定め、協働事業を実施する際の責任者を代表団体の構成員から選任するものとする。ただし、企業等は代表団体となることができない。

(提案事業)

第4条 提案の対象となる協働事業は、次のような事業とする。

- (1) 公益的・社会貢献的な事業であって、提案団体と富山市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- (4) 実施を前提とした事業で、提案団体が実施することが可能である事業（地域課題や社会的課題の解決を図る事業を検討するための調査を含む）
- (5) 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- (6) 予算の見積もり等が適正である事業

(7) 今後の継続性が期待できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 提案者及び提案者の一部の営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 施設等の建設や整備を目的とするもの
- (4) 調査等、政策立案のためのもの
- (5) 学術的な研究事業
- (6) 前項第4号に該当するものを除く、事業実施を伴わない調査等
- (7) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業
- (8) 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体から当該事業に助成を受けているもの
- (9) 市が実施中、又は当該年度に実施を予定しているもの
- (10) 既に2ヵ年にわたり、継続して採択実施された事業
- (11) 公序良俗に反するもの

(事業期間)

第5条 事業の実施年度は、協定の締結日が属する当該年度とする。

(協働事業の提案方法)

第6条 提案者は、次に掲げる様式により、市が指定する方法で協働事業を提案するものとする。

- (1) 富山市公募提案型協働事業 企画提案書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 代表団体の概要(様式第4号)
- (5) その他団体の概要(様式第5号)

2 提案書には、以下のものを添付するものとする。

- (1) 代表団体の定款、規約、会則等
- (2) 代表団体の前年度の収支決算書
- (3) 代表団体の活動内容がわかるもの
- (4) 代表団体の役員名簿

(事業の審査)

第7条 提案された協働事業の中から実施する事業(以下「実施事業」という。)を決定するために、次の審査を行うものとする。

- (1) 1次審査
- (2) 2次審査

2 市長は、審査の結果を書面により提案者に通知するものとする。

(富山市協働事業庁内連絡会議)

第8条 前条第1項に定める1次審査、及び協働事業担当課の調整・連絡は富山市協働事業庁内連絡会議において行うものとする。

(審査委員会)

第9条 第7条第1項に定める2次審査を行なうため、審査委員会を設置するものとする。

(協働事業協定の締結及び経費の負担)

第10条 採択が決定された協働事業の提案者（以下「事業実施者」という。）と市長は、事業の実施にあたって、役割及び責任の分担、経費負担等などについて協議を行い、当該事業実施前に協定を締結するものとする。

2 市長は、事業の実施にあたり、前項の協定及び別に定める負担金交付要綱にもとづき経費を負担するものとする。

（事業の変更等）

第11条 協定を締結した事業実施者が当該事業の内容を変更しようとする場合、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更、又は変更する内容が実施事業への応援参加によるものである場合は、この限りではない。

2 当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、又は完了しない場合、若しくは事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業への応援参加）

第12条 事業実施者は、第1条に掲げる協働の趣旨及び当初の事業目的を効果的に達成するために、市民団体等の応援参加を得て事業を実施することができる。

2 前項にかかる事務手続き等は、事業実施者が行うものとする。

3 応援参加する市民団体等や企業等の資格は、第3条第1項、第2項(4)及び(5)、第3項(1)に準ずるものとする。

4 応援参加により事業を行おうとする事業実施者は、参加者及び参加の内容について、富山市に事前に協議するものとする。富山市は、必要に応じて参加者及び参加の内容を示す書類の提出を求めることができる。

（事業の取り消し及び負担金の返還）

第13条 市長は、事業実施者が次の各号のひとつに該当すると認めたときは事業の決定を取り消すことができる。

(1) 本要綱及び富山市公募提案型協働事業負担金交付要綱の規定に反していることが明らかになったとき。

(2) 本要綱第6条及び第16条に規定する様式、及び添付書類に虚偽の記載があったとき

（市の免責事項）

第14条 前条各号の規定による事業の取消しによって、事業実施者に生じた損害については、市は一切の補償をしないものとする。

（状況報告及び調査）

第15条 市長は、実施事業の状況報告の聴取及び調査を必要に応じて行うことができる。

（実績報告）

第16条 事業実施者は、実施事業が完了したときは、当該年度の3月末日までに事業実施報告書（様式第6号）及び事業収支決算書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（情報公開）

第17条 市は、行政の公正の確保と透明性の向上をはかり、市民に協働意識の醸成を促すため、次の事項を行うものとする。

(1) 第6条の規定により提出された提案事業について、協働事業の名称及び提案者の名称を公表するものとする。

(2) 2次審査の対象となった提案事業にかかる提出書類（様式第2号・3号・4号・5号）を資料として公表するものとする。

(3) 第7条及び第12条の規定により実施される事業は、その事業の概要及び経過と実績を公表するものとする。

（個人情報の保護）

第18条 事業実施における個人情報の取扱いについては適正を期すとともに、個人情報保護の遵守等を協定書に明記するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。